

Title	林崇文君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2022
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.95, No.10 (2022. 10) ,p.79- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20221028-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

結論

しかし、これらの点は、いずれも本学位請求論文における問題点と言うよりは、黄君が今後、生涯をかけて行う研究における課題とも言うべきものであり、本論文の価値をいささかも損なうものではない。本論文の審査にあつた主査、副査は一致して、黄璋君による本論文が博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するに十分に値する内容であると確信している。

二〇二一年九月二四日

主査	慶應義塾大学法学部教授	河野 武司
副査	慶應義塾大学法学部教授	高橋 伸夫
副査	慶應義塾大学法学部教授	竹ノ下 弘久
法学研究科委員		

林崇文君学位請求論文審査報告

一 論文の構成

林崇文君より提出された学位請求論文「ドイツ啓蒙主義における政治的合理性の諸構想——啓蒙絶対主義・身分制的国制論・共和主義」の構成は、以下の通りである。

第一章 序論

第一節 はじめに

第二節 一八世紀ドイツにおける思慮の概念

(一) 目的の適合性としての思慮の概念

(二) ヴォルフ学派の政体論

(三) 小括

第二章 体系と政治——フリードリヒ二世の絶対主義論

第一節 「体系の精神」批判とフリードリヒ

第二節 君主義務論と社会契約論

第三節 世襲君主政の正当化

第四節 君主の親政と「体系」

第五節 小括

第三章 絶対主義批判としての封建制擁護——ヨハン・

ゲオルク・シユロツサー

第一節 「真の政治の精神」とドイツ国制の問題

(一) 諸侯同盟とアトランティスの物語

(二) 諸侯の集権化とレガリーエン

第二節 アナーキーとしての封建制

(一) モンテスキューの封建制論

(二) ロバートソンとフィランジェリーの封建制理

解

第三節 自由の秩序としての封建制

(一) 封地の定義

(二) 反事実的モデルとしての封建制

第四節 小括

第四章 カントと共和政フランス

第一節 根源的契約

(一) 根源的契約と支配の正当性

(二) 自由概念と立法関与権

第二節 権力分立と政体論

第三節 代表制とフランス革命

第四節 小括

第五章 共和主義と政治的思慮の統合——ヨハン・アダ

ム・ベルクにおける英知と思慮

第一節 カントの思慮批判

第二節 ベルクにおける英知と思慮

第三節 まとめ

結論

文献一覧

二 内容の紹介

「啓蒙主義」なる言葉は、少なからぬ文化圏における思想的・哲学的潮流をあらわす際にしばしば用いられる。フランス啓蒙主義、スコットランド啓蒙主義、そしてドイツ啓蒙主義——日本啓蒙思想という言葉も存在する。しかし、政治思想史の文脈において啓蒙主義が注目されたとしても驚くに値しない。事実、フランス啓蒙主義、スコットランド啓蒙主義を主題化した政治思想史研究書は多く存在する。

だが、ドイツ啓蒙主義となると、いささか状況が異なる。カントの有名な政治的論考が広く知られているにもかかわらず、長い間、ドイツ啓蒙主義は政治的ないし政治思想史の文脈で論じられることがほとんどなかった。少なくとも、

それが一般的な理解ないしイメージである。フランス語の *Lumières*、ドイツ語の *Aufklärung*、そして英語の *Enlightenment* はいずれも理性の光を含意し、日本語では「啓蒙主義」とか「啓蒙思想」と訳されるが、これらの間でニュアンスの違いが認められるのは当然としても、ドイツ啓蒙主義の特徴を「非政治的」「政治的無関心」と捉える風潮すら存在したのである。

だがこうした傾向は、二〇世紀後半から、新たな研究の登場によって徐々に変化していった。そして今や、世間一般ないし専門家以外が持つイメージはともかく、少なくともドイツ政治思想研究者の間では、啓蒙主義の政治性は自明視されるようになり、ドイツ啓蒙主義も西洋政治思想の重要な潮流の一つとして認知されている。

にもかかわらず、政治思想史研究におけるドイツ啓蒙主義の理解は一面的で、重要な特徴を見落としているというのが林君の主張であり、あらたな側面に光を当てつつ、従来の研究よりはるかに豊かな一八世紀ドイツ啓蒙主義像を提示しようとしているところに、本論文の最大のオリジナリティーが見出されよう。

では、従来の研究はいかなる意味において一面的なのか。林君はこう説明する。啓蒙主義の政治的理念は、しばしば

自由主義や民主主義に近いものとして想定され、そうした前提のもとに多くのドイツ啓蒙主義の研究が進められてきた。だがドイツには、自由主義や民主主義とはむしろ対峙的な絶対主義や身分制と結びつく啓蒙主義が存在する。林君はこうした今までの研究で見落とされてきた啓蒙主義の政治思想（ないし政治理論）に注目し、より多様性に富んだドイツ啓蒙主義の思想的潮流をダイナミックに叙述しようとするのである。

その際、林君は一方で、今まであまり注目されてこなかった（そしてドイツを専門としない政治思想史研究者の間ではおそらくその名前すら知られていない）思想家——ヨハン・ゲオルク・シュロツサーとヨハン・アダム・ベルク——にフォーカスを当てる。くわえて、「啓蒙専制君主」と呼ばれることもあるフリードリヒ二世の思想にも注目する。また他方で、啓蒙思想家の代表格とみなされてきたカントの政治思想を新たな視角から捉えなおそうとも試みている。そこから得られる知見は、ベルクのカント批判を理解するうえでも有益となろう。

以下、論文の内容を簡単に紹介する。

第一章序論第一節（「はじめに」）ではまず、二〇世紀後

半における、啓蒙主義を主體的に扱った先行研究の動向について概観される。そこで示されるのはドイツ啓蒙思想が非政治的であったというイメージが払拭されていくプロセスである。だが、既述のように、林君はこうした傾向を歓迎する一方、多くの研究が啓蒙主義と自由主義・民主主義との親和性を自明視するあまり、一面的な啓蒙主義理解が帰結してしまった点を問題視する。

そして、より多面的にして多様性に富んだドイツ啓蒙主義像を提示するために、林君は三つの類型を示し、それぞれが独自の仕方でも政治的合理性を追求している点を強調する。つまり、一八世紀ドイツ啓蒙主義において登場した代表的な政治的立場を啓蒙絶対主義、身分制的国制論、共和主義に区別し、それぞれに固有の政治的合理性の構想を示そうとするわけだが、その際、フリードリヒ二世が啓蒙絶対主義、シュロツサーが身分制的国制論、カントとベルクが共和主義の代表的論者として考察されることになる。しかも、これらの三つの類型は、政治的に大いに異なる立場を志向しつつも、「政治的思慮 (Staatsklugheit)」という共通の概念的枠組に依拠しているという点で、いずれもドイツ啓蒙主義のカテゴリー内に位置づけることが可能だとされるのである。

序論第二節（「一八世紀ドイツにおける思慮の概念」）では、まさにこの共通枠組みたる「政治的思慮」の特徴について詳しく説明される。その最大の特徴は、国家的目的（主に公共の福祉・安全）の実現に資する手段とその適合性をどのように認識し実践するかを政治学および政治の意義として理解している点である。ここでの説明において、とりわけ注目されるのがヴォルフ学派の（政治的）思慮の構想である。

第二章「体系と政治——フリードリヒ二世の絶対主義論」では、章題が示唆するように、フリードリヒ二世の啓蒙絶対主義について論じられる。

O・ヒンツェやF・マイネッケ以来、フリードリヒの思想は、国家理性論あるいは絶対主義と啓蒙主義との融合を試みたものとみなされてきた。それは、国家権力の極大化を目指す国家理性論と人道的国家思想との接合とも理解されてきた。こうした理解を林君は否定まではしないものの、やはりその一面性を指摘し、フリードリヒの政治思想を特徴づける啓蒙絶対主義の別の側面に光を当てようとする。その際、林君が注目するのは、啓蒙主義の道徳的な政治言語ではなく、啓蒙主義的な哲学的・科学的言説である。第二章第一節（「体系の精神」批判とフリードリヒ）で

は、フリードリヒが啓蒙主義特有のニュートン礼賛をどのように受容し、それがどのように政治的思考の方法論と結びついたかを明らかにしようとする。

ヴォルテールやダランベールは、経験や観察を軽視し抽象的原理からの演繹を偏重する思考様式を「体系の精神」と呼び、それを問題視したわけだが、林君はこうした「体系の精神」への批判をフリードリヒが共有しつつ、ヴォルテールなどの百科全書派に由来する実証主義的な哲学・科学の合理性を自らの政治的合理性に取り入れたと主張する。

第二章第二節（「君主義務論と社会契約論」）では、フリードリヒが具体的にどのような仕方で政治的合理性を追求したかが論じられる。ここで注目されるのは、フリードリヒのマキアヴェツリ批判、そして社会契約論に基礎を置く君主義務論である。ここでは、マキアヴェツリが「体系の精神」の体現者として描かれ、フリードリヒが人間の自己愛（amour-propre）を原理としつつ政治社会の成立とあり方を構想し、主権者による統治の目的が「人民の幸福」であって、主権者が「国家第一の下僕」と位置づけられるロジックを明らかにする。

第二章第三節（「世襲君主政の正当化」）では、前節の議論の延長線上にフリードリヒによる世襲君主政の正当化が

帰結するとされる。つまり、上記の原理や目的を合理的に追求し、歴史的・経験的事例を然るべき仕方で行った場合、数ある政体のなかでも世襲君主政が相対的にもっとも優れていることが論拠づけられると考えたのである。こうした論理ないし思考プロセスを林君は、フリードリヒの政体比較論を分析しつつ、丁寧に跡づけている。ここではフリードリヒによってドルバックが「体系の精神」の持ち主とみなされ、批判されたことにも言及される。また、フリードリヒの農奴制論や寛容政策論にも触れつつ、そこから国家の安定性が何よりも重要なメルクマールとして機能していることが示される。

第二章第四節（「君主の親政と（体系）」）では、世襲君主政のなかでも親政が最も優れた形態であるとするフリードリヒの主張が紹介されるが、これも単に先王から受け継いだ伝統としてではなく、フリードリヒ流の啓蒙主義的な思考に裏打ちされている点が強調される。統治を大臣らに任せると、彼らは自らの私的利益を追求し、国家の利益、人民の幸福を蔑ろにすることになる。であればこそ、「第一の下僕」たる世襲君主が直接統治を行い、国家の目的を果たさねばならない。林君によれば、こうした主張の背景には、論理の一貫性を求めると同時に、「人民の素質」や

「国民の性格」といった歴史的事実との適合性をも重視する実証主義的な政治的合理性の構想があるのである。

第三章（「絶対主義批判としての封建制擁護——ヨハン・ゲオルク・シュロツサー」）では、一転して身分制（議会）の正当化と結びつく啓蒙主義的政治思想が考察対象となる。そこで中心的に扱われるのは、シュロツサーという思想家である。第一節（「真の政治の精神」とドイツ国制の問題）に先立って、その人と業績とともに、封建制の擁護に依拠した専制批判というシュロツサーの独特な主張が紹介され、それがモンテスキューの制限君主政論から得た着想であることが示唆される。このモンテスキューの重要性を指摘することこそが林君のシュロツサー解釈の最も独創的な箇所であり、先行研究との対比のなかで、またシュロツサー自身の論敵との関係において、そのインプリケーションが明らかにされていく。

第三章第一節は、二つの項（一）「諸侯同盟とアトランティスの物語」と（二）「諸侯の集権化とレガリエン」からなっている。第一項では、一八世紀末ドイツにおける諸侯同盟の成立およびそれと関連した政治の問題（ことに「真の政治の精神」をめぐる問題）を物語風に捉えたシュロツサーの対話篇に焦点が当てられる。それはアトラン

ティスの物語でありながらも、プラトンのそれとは大分異なり、当時のドイツ帝国国制を類比的に（架空の歴史として）描写したものとなっている。林君によれば、それは一方でドイツ帝国国制の制限君主政的特徴の擁護になっているが、他方で物語の悲劇的結末は当時の帝国国制の実情への批判および警鐘となっている。

「真の政治の精神」の重要性と実際のドイツにおける危機的状况については、第二項（「諸侯の集権化とレガリエン」）でも取り上げられ、今度は政策論的な視座から問題が析出される。そこで特に問題視されるのは、皇帝や諸侯による集権化政策とレガリエンなる特権の濫用である。これもまた「真の政治の精神」に反するとされ、自由の喪失への危惧が表明される。林君が説明するに、シュロツサーはモンテスキューにならって中間権力の重要性を訴え、皇帝権力が諸侯によって制限されると同時に、諸侯の権力も領邦諸身分によって制限される国制の実現・維持を訴えたのである。

第三章第二節（「アナキーとしての封建制」）では、モンテスキューの影響を受けつつ、シュロツサーが具体的にどのような国制論を展開し、どのような論敵を想定し、それらの主張を批判したかを明らかにしている。

第三章第二節第一項（「モンテスキューの封建制論」）では、モンテスキューの封建制論が解説され、続く第二項（「ロバートソンとフィランジェリーの封建制理解」）では、封建制を無秩序および恣意的権力行使と結びつけたウィリアム・ロバートソンとガエターノ・フィランジェリーの封建制批判が概観される。

そして第三章第三節（「自由の秩序としての封建制」）において、ロバートソンやフィランジェリーらの封建制批判への反論を含む、シュロツサーの封建制擁護の議論が仔細に検討されることになる。

第三章第三節第一項（「封地の定義」）では、シュロツサーの固有の封建制理解とその「封建制の真の精神」を重視する議論（「国家の不動産の一部が、臣民のある階層に、用益財産としてのみ与えられるけれども、直接所有権は国家に留保される」）が、ロバートソン、フィランジェリー、さらにはクラインの封建制批判との対比で明らかにされる。専制を招くのはむしろ後者の立場であり、封建制こそが（身分制議會を通じて）権力制限を可能にし、国全体に自由と幸福をもたらすのであると。

シュロツサーの以上の議論は、一方で歴史叙述という体裁をとるのだが、第三章第三節第二項（「反事実的モデル

としての封建制」）で指摘されるように、それは「ある種の反事実的なモデル」としての歴史解釈だといえる。林君の説明によれば、シュロツサーの擁護する封建制は、過去において完全な形で実現されたものではないにせよ、歴史から学びうる「英知」として、また一八世紀末のドイツにおいて再構築すべき歴史的現実として提示されたのである。

第四章（「カントと共和政フランス」）では一転して、啓蒙主義思想家の代表格カントが扱われる。この章は分量的には論文全体の四割近くを占めるほどの長編となっており、それは従来のカント解釈とは異なる視座からカントの共和政概念を捉えようとする林君のアンビシャスな試みの現れといえよう。林君のいうには、カントの目指したものは、ルソー的ロジックとホッブズのロジックとの統合であり、フランスの国民議會の正当化と軌を一にする議會主権の正当化論理の構築ということになる。このテーゼを根拠づけるために、カントの多様な著作（政治思想に特化したものに限らない）が分析され、多様な論点の関係性が明らかにされることになる。

第四章第一節（「根源的契約」）では、根源的契約の概念が、自由と理性を介してどのように代表制重視の国家理論の正当化へと結実するかが説明される。

第四章第一節第一項（根源的契約と支配の正当性）において明らかにされるのは、カントの根源的契約とルソーの社会契約論ないし一般意志論との類似と相違である。両者間に一定の共通項が見いだされるとしつつも、林君は、カントにおいて根源的契約とは実践理性の要請であるため、国家（権力）の正当化において事実としての社会契約が不要となる点を強調する。

第四章第一節第二項（自由概念と立法関与権）では、カントの自由概念が機能面で防衛的自由と立法関与を含意することを明らかにしたうえで、立法関与の主体は家長としての「国家市民」に限定されている点が指摘される。こうした能動的な国家市民と受動的な国家市民との区別を林君は当時のドイツの文脈のなかで考察する一方、フランスのシイエスの考えとの類似性ないし影響関係を示唆する。

第四章第二節（権力分立と政体論）では、一般意志の支配に基づく基本権の保障、権力分立、代表制が共和政の特質であるとの（『平和論』以降の）カントの議論が、同時代の異なる主張と比較された後に、カントの権力分立論への仔細な検討がなされる。そしてそこでの立法権優位が確認され、さらにはカントの立法権論においては直接人民立法が否定されるとの解釈が提示される。

第四章第三節（代表制とフランス革命）では、「睿智的共和政」と区別される「現象における共和政」というカントの考えに着目しつつ、それとフランス革命期の国民議会との対応関係が明らかにされる。その際注目されるのがカントの代表制をめぐる議論であり、理念上の国家を経験の世界に媒介する「政治の原則」としての代表制を捉えたがゆえに、カントは直接人民立法を否定すると同時に、主権者と国民議会を同一視することができたと林君は説明する。

最終章の第五章（共和主義と政治的思慮の統合——ヨハン・アダム・ベルクにおける英知と思慮）で中心的に扱われるのは、カントの影響を受けつつも、カントのロジックを一層ラディカルな方向へと押し進め、英知と思慮に導かれる「民主政共和国」を理想的政体として（その実現を）追求したベルクの政治思想である。

第五章第一節（カントの思慮批判）では、カントによる思慮の位置づけ、そして思慮を重んじる道徳と政治への批判が紹介される。道徳と政治との間に衝突は存在せず、定言命法に依拠した道徳が政治に優位すると考えるカントにとつて、思慮は仮言命法の域に属し、したがって思慮に導かれる道徳も政治も批判の対象となるのである。とはい

え、カントは自らの理想とする共和政は漸進的改革を通じて実現されたとした点が付言される。

第五章第二節（「ベルクにおける英知と思慮」）および第三節（「まとめ」）では、いよいよベルクの思想的特徴が明らかにされるが、まずはベルクのカント主義的側面として「英知＝法の論理」の「思慮＝政治の論理」に対する優位性の主張が確認される。続いて、ベルクの「民主政共和国」を特徴づける人民主権、代表制、権力分立論について言及がなされる。その内容は革命フランスの政治理念と符合し、その限りではカントの政治的スタンスと類似しているといえよう。だが、林君が強調するに、ベルクは人間の目的をその能力の開化とみなすなかで思慮の働きを重視し、しかも英知と運動した思慮は選挙で代表者を選ぶ際に必要となると同時に、そうした政治参加を通じて醸成されると考え、さらには「民主政共和国」以外の政体は正当性をもたないと訴えたのである。このようにベルクはカント主義者でありながらも、専制的支配下でも共和主義的統治は可能としたカントとは対照的に、はるかにラディカルにして民主的な政治的主張を展開することになったのである。

三 評価

以下、各章ごとに評価を記す。

上述の通り、第一章は全体の序論にあたり、そこでは本論文の課題と方法が示されている。一八世紀ドイツ啓蒙に対して貼り付けられた「非政治的」あるいは「政治的自由の欠如」という標識は、英仏に比べて「遅れてきた」あるいは「ナチズムに至る」ドイツという一九世紀から二〇世紀にいたる研究史上の視線に条件づけられたものであり、そのような条件付けを取り払って啓蒙の思想構造を内在的にみた時、そこにどのような政治の世界が見えてくるかという、ドイツ啓蒙の政治思想史研究における従来の研究視座に対するきわめて挑戦的な問題意識が根底にある。林君の問題意識は、ある意味で旧来の研究史上の通念を捨てるという冒険であるが、それによってかえって従来の理解では見えなかつた「ドイツ啓蒙におけるアリストテレス」という逆説的なコンテキストの発見につながったといえる。本論文でのこのコンテキストの中軸をなすのは、ライプニッツ・ヴォルフ学派における「思慮（慎慮）」（Klugheit＝prudentia＝phronesis）の派生としての「政治的思慮」（Staatsklugheit）という概念であり、林君はこの概念を手掛かりにしてドイツ啓蒙にあらわれた異なる多様

な合理性を包括的にとらえ直すことに挑戦する。すなわち一八世紀ドイツ啓蒙主義において登場した代表的な政治的立場として、フリードリヒ二世の啓蒙絶対主義(第二章)、ヨハン・ゲオルク・シュロツサーの身分制国家(第三章)、カント(第四章)およびカントの批判的継承者ヨハン・アダム・ベルクの共和主義(第五章)をとりあげ、これらをそれぞれ相異なる啓蒙の合理性の構想として特徴づけることを試みる。

第一章で特に注目に値するのは次の点である。カントが「惻惻」という意味で批判的に使用する「Klugheitクルークハイト」という術語は、ライプニッツ・ヴォルフ学派の法政治学においては「思慮・慎慮」という肯定的意味で基本的概念として機能していたものであるが、カントはその概念のかつての意味を換骨奪胎してまさにヴォルフ学派およびその影響下の統治の幸福主義的・家父長主義的政治学を批判するために意味転換して用いた。林君の説明によれば、「一八世紀のドイツでは、クルークハイトは古典古代の哲学におけるフロネーシスブルーデンティアを表す語として用いられていた」というが、その点について敷衍すれば、ヴォルフより一代代遡るライプニッツは、より典型的に、「思慮・慎慮」を政治と深くかかわる能力として規

定したアリストテレス実践哲学の磁場のなかにあった。この概念はライプニッツの正義論を構成する「慎慮」(prudentia)に連なるものであり、この「慎慮」を媒介にして、ライプニッツの「敬虔」(pietas)・「誠実」(probitas)・「衡平」(aequitas)・「厳格法」(ius strictum)は、カントも引用するウルピアヌスに由来するものであり、「衡平」は「慈愛」(caritas)にもとづいて「人類の完成」(perfectio generis humani)をめざすという論理構成になる。ライプニッツの自然法論は神学に連続しているが、カントにおいては人間の「尊厳」と「根源的契約」をバネに「脱神学」的に再構成される。このようにみれば、ライプニッツからカントまでをつなぐ「ドイツ啓蒙におけるアリストレス」というコンテクストがもつ意味は明白である。まさにこのコンテクストこそ、林君が指摘するドイツ啓蒙の多様性を内側から束ねるものであったといえる。このテーゼが以下の各章の多様性に統一性を与える。

第二章は、フリードリヒ二世の政治思想を、「国家理性」と「啓蒙主義的人道主義」を追求する「啓蒙専制君主」という従来の(O・ヒンツェやF・マイネッケに由来する)観点から離れて、啓蒙の道徳的な政治ではなく、啓蒙主義特有の哲学的・科学的言説に着目し、フリードリヒの政治

の合理性が百科全書派に由来する実証主義的な哲学・科学の合理性モデルとして構築されていたことを明らかにする。フリードリヒが「体系の精神」を批判するのは、それが経験や観察を軽視し、抽象的原理からの演繹を偏重する思考様式であるからであり、フリードリヒにとってそのような「体系の精神」は、人間理性にとつて致命的な障害物であったのである。マキアヴェッリがいかに歴史から教訓を引き出しているように見えても、正しく善き統治の実例が存在するなかで、それを無視して邪悪な君主の実例から政治の格率を引き出すマキアヴェッリの方法論は「体系の精神」に基づくものとされるのである。

林君は、フリードリヒがそのような「体系の精神」から自由であろうとし、かつ正しく善き統治を、いかに「体系的」にめざすかを自覚していた点に、フリードリヒの思想の特質を見出している。フリードリヒの統治の精神は、誠実と徳をもって人民の幸福（公共の安寧）を目指すことが、君主の存在理由であり、君主の地位を守る、という伝統的な君主道徳に立つものであり、その点から「国家第一の僕」という標語を理解すべきであることを示唆している。これはいわゆる旧来の「啓蒙専制君主」のイメージとは異なり、むしろ伝統的な「君主の鑑」の系譜に位置づけるこ

とができるフリードリヒ像といってもよく、フリードリヒの思考の内実に迫る新鮮な解釈である。

フリードリヒが当時のニュートン崇拝に従い、フリードリヒの二重契約説の図式がブーフエンドルフの自然法論に由来するという立場をとれば、ニュートンやブーフエンドルフと鋭く対立したライプニッツに対して、フリードリヒの評価はやはり否定的なものであったのだろうか。ヴォルテールの『カンディード』におけるライプニッツ批判は有名であるが、やはりフリードリヒもそれに同調していたのであろうか。これらの点について、林君は本論文では言及してはいないが、第一章で論じた「ドイツ啓蒙におけるアリストテレス・コンテクスト」におけるライプニッツとヴォルフの果たした役割を考えれば、ライプニッツの正義論におけるアリストテレス的なコンテクストに対してどのような理解を示していたのか、気になるところである。こうした課題を想起させるところに本章の考察が、新しいフロンティアに踏み入っていることを示している。

第三章では、ヨハン・ゲオルク・シュロツサーの封建制擁護の意図が検討される。林君は、旧来の研究が主に領邦国家の中の問題として理解されてきたことに対して、それは一面的な理解であるという評価を下し、むしろ帝国全体を

視野にいられたシュロツサーの議論の包括性に着目すべきであることを強調する。神聖ローマ帝国の二元構造を考えれば、当然の問題提起であり、シュロツサーの封建制擁護が、領邦と帝国の両方の専制に対する包括的な批判であることが力説される。そのさい第二の論点として、一八世紀ドイツにおける体制擁護／批判論におけるモンテスキュー受容の一つの型としてシュロツサーのモンテスキュー受容が分析される。つまり、ドイツ国制のあるべき姿として、モンテスキューに依拠した帝国諸身分および領邦諸身分という「中間団体としての身分制議会」による皇帝および領邦君主に対する牽制が「帝国および領邦における諸身分の自由」を保障し、「帝国および領邦の善き国制」が実現維持されるといふ考えが仔細に検討される。

くわえて、ロバートソンは封建制の秩序解体作用を描き、フィランジェーリは封建制を克服した一八世紀こそローマ法に代わる新しい法典編纂の時だという理解を示したのに対して、シュロツサーの主張が、「反事実的モデル」による歴史的解釈であるとされるのは、興味深い。シュロツサーはまさに封建制の解体期における「ミネルヴァの梟」であったことを意味するであろう。あまり知られているとはいえないシュロツサーを、同様に日本ではさほど知られ

ていないロバートソンやフィランジェーリと対比させながら、一八世紀ドイツ啓蒙におけるモンテスキュー受容と帝国国制の再生という文脈で取り上げた林君の力量は評価に値する。一八世紀ドイツ啓蒙主義研究に新たな知見を持ち込んだ功績は大きい。だが一方、付随してさまざまな問いが浮かんでくる。シュロツサーがメーザーやヘルダーと果たしてどのような知的交渉があったのだろうか。そこにおいて果たして「思慮」は規範力としてなお生きていたのだろうか。シュロツサーが「専制の抑止」という一点で「真の政治の精神」・「真のドイツの公共精神」を封建制（諸身分の自由）に見出したのに対して、封建制（の世襲原理）を認めないカントは「専制の抑止」のために「共和制」につながる諸条件に「真の政治の精神」・「公共精神」を見出した。本章は、一八世紀末のドイツ啓蒙の世界がなおこの二つの極が磁力を交差させている転換期であったことを示している。

第四章は、カントの「根源的契約の理念（根源的契約の精神）」と『人倫の形而上学』第五二節における「純粹共和制（真の共和制）」の議論がフランス革命における「純粹共和制」の議論がフランス革命における「純粹共和制」の主権あるいは人民主権の論理と理論的に親和性が高い点に着目し、カントの根源的契約の理念が、カント以前のドイ

ツ啓蒙思想における伝統的自然法にもとづく支配服従契約からの離脱の契機をなすものであり、かつフランス国民議会の正当化すなわち議會主権の正当化の議論に接続する理論内在的な可能性を指摘する。この点は、従来のカント解釈に一石を投じる問題提起である。

叡智の世界と現象的世界というカントの二元論は、本文の基本テーゼに引き付けるならば、感性界から叡智界への移行、つまり人類の「完成」へのプロセスを進むなかでの「思慮」と捉えることは可能であろう。完成への歩みを止め現状における自己正当化を図る「政治的道德家」に対して、「完成」を目指して困難に遭遇しても改善の歩みを止めない「道徳的政治家」の態度はまさに当時のヴォルフ学派やポリツアイ学に対するカントの「思慮」批判であるとともに、カントにおける現象的世界から叡智の世界への「完成」の道を踏み外さないためのカントならではの「思慮」であったのではないだろうか。本章はこうして本論文の「思慮」のテーゼの中にカントを二重に位置づける。それはヴォルフ学派の元祖ライプニッツにも認められるアリストテレス・コンテクストにおける「人間の完成」への漸進的な道と重なるものでもあったといえよう。

第五章ではベルクが扱われる。ベルクがカントに続くの

は、カントの『法論』第五二節における「真の共和制」¹¹「人民の代議制」を現実のフランス革命における議會主権¹²国民主権と結びつける議論、そしてそのアクチュアリティを同時代的にカントの「思慮」と「叡知」という対概念を用いて論証しようとする林君の課題設定が前提にあるからであろう。ベルクという日本ではほとんど知られていない思想家をこのような仕方では扱おうのは確かに興味深いし、一定のオリジナリティも認められよう。

だが、この章とそれに続く「結論」は、いささか簡潔に過ぎる感が否めない。既述の通り、本論文は、これまでの研究史における欠落を補い、しかも新たな解釈枠組みを提示しているという点で博士論文に相応しい力作であるといえる。しかしながら、第五章の議論が十分に展開されていないなど、問題がないわけではないので、以下、そうした問題点および今後の課題をいくつか指摘したい。

まずは第五章だが、ベルク論はあまりに不釣り合いに短く、まとめのために急ぎ過ぎたのではないかという印象を免れがたい。結果としてやや中途半端な第五章第二節と「結論」になっただけに見えるし、これがあることによつてこの論文が最終的に何を主張したいのかが分かりにくくもなっている。また、「思慮」の位置づけが十分に説

明されていないため、本来この概念を用いてより包括的かつダイナミックな展開になる構成であったはずなのに、かえってそのダイナミズムを欠く印象を与えることになったと思われる。第四章と第五章の編成を変え、第五章第一節を第四章の最後にもつてくれば、少なくともカントにおける「思慮」概念の二重性はより明確になるだろう。また、ベルクのような知名度の低い思想家を扱う場合は、その人と業績を詳しく紹介する小伝を含めた方がよいのではないだろうか。シュロツサーについても同様のことがいえよう。いずれにしても、第五章は大幅に加筆すべきであり、「結論」では「思慮」の概念を中心に各章の議論がどのように有機的に結びついているかを示し、一八世紀ドイツ啓蒙主義のより包括的な解釈枠組みを再構成すべきである。これこそが本論文の生命線であり、最大のオリジナリティーであるのであれば、なおさらのことであろう。

またその際、次のような疑問ないし批判にもこたえた方がより説得的な議論になると思われる。一般に「啓蒙思想」と呼ばれるものは、「封建的旧習、宗教的伝統による無知・俗信・ドグマに支配された民衆の蒙昧を自然の光、すなわち理性にてらしてひらき、自由思想、科学的知識、批判的精神を普及し、人間の尊厳を自覚させること」(平

凡社『哲学事典』)とされている。また政治思想との関連では啓蒙主義的政治思想は、イギリスではジョン・ロックに見られるように自由主義的プロテスタンティズムの影響で寛容と議会制の拡充という傾向を示したし、フランスでは(フリードリヒ二世との親交があったヴォルテールを例外として)反封建主義、反絶対主義、反教権主義という傾向を示した。ところでドイツではどうだったのか。

既述のように、林君は、「啓蒙主義的な政治思想を一義的に定義することはできないし、まして後の自由主義や民主主義の観点から評価することは、啓蒙主義の政治思想を同時代的観点から理解することを阻害する」として、ドイツの啓蒙主義思想の特徴をその政治的無関心として特徴づけるといふ従来の通説に抗して、一八世紀ドイツの政治的立場を三つの特質、すなわち啓蒙絶対主義、身分制的国制論、共和主義に見出し、そのそれぞれの具体的内実を三人の代表的人物、すなわちフリードリヒ二世、シュロツサー、カントおよびベルクに求めて議論を組み立て、ドイツ啓蒙主義政治思想の特質を浮かび上がらせようと試みた。もともと、この三つがドイツ啓蒙主義政治思想に共通してみられる特質というわけではなく、三つの異なるパターンと理解するべきであろう。三者が共通して依拠するのは、ドイ

ツ啓蒙主義の最初の立役者とみなすべきクリスティアン・ヴォルフによって導入された「政治的思慮」(Staatsklugheit)であり、それは公共の福祉という公共的目的に適合する手段を実行する能力であることを林君は指摘しているが、この点は説得力がある。

しかし第二章で取り上げられているフリードリヒ二世は、確かに哲学的・科学的言説に依拠しようとはしているが、従来の絶対主義的・専制主義的体制を哲学的・科学的言説によって正当化しただけであり、啓蒙主義を本来的にそれとは相いれない絶対主義と結合させ、「国民を幸福にする代わりにその権利を忘却させてしまふ」(デイドロ)という解釈もある。

また第三章で取り上げられているシュロツサーにしても、シュロツサーの意図が林君の指摘するように絶対主義批判にあり、後年のリベラルな立憲主義につながる議論を展開し、「真の政治の精神を発見するプロジェクト」を遂行したと肯定的に評価できるとしても、それになかった国制として封建制を擁護するというのはフランスの啓蒙主義政治思想の対極にある保守・反動的思想ともいえる。

第四章では、既述の通り、林君はカントの試みを「最高権力の根拠としての公法」というルソーの理念と「公法の

根拠としての最高権力」というホッブズの理念を調和させようとしたものであると位置づけ、根源的契約、権力分立、共和政と代表観という観点からルソーとカントの似て非なる部分を明快に解明している。代表制を容認するどころか、それを共和政の不可欠の要素とみなすカントと代表制を忌避するルソーの違いがそれである。しかしそのカントも、国家権力の担い手が少なければ少ないほど、「代表」の度合いが高まり、国制が共和制に近づくとして、君主制を擁護しているのであり、民衆への蒙を聞くという姿勢は見られないのである。こうした側面を林君はどのように自らの解釈枠組みに取り入れるだろうか。

ヨーロッパの後進国たるドイツにおいては、啓蒙主義はアカデミズム内での運動にとどまり、「学者内での啓蒙(Gelehrtenaufklärung)」にすぎなかったという見方も依然として根強く残っている。くわえて、上述のように、それが絶対主義や封建制の正当化と民主制の否定となつて現れている点も無視できない。ホルクハイマーとアドルノが警鐘を鳴らす「啓蒙の弁証法」がここに如実に見て取れる。すなわち、合理性の追求、啓蒙主義の追求が、人類社会の進歩をもたらすのではなく、旧体制の正当化と結びつき、結果として最高度の非合理性と野蠻をもたらしかねないと

いうパラドックスがそれである。こうした見方に対して林君はどう応答するだろうか。

いずれにしても、林君固有の一八世紀ドイツ啓蒙主義理解をより説得的なものにするためには、啓蒙主義とはそもそも何なのか、そしてそのドイツ的特殊形態の特質は何かの議論を一層深めていくべきだろう。またその際、比較政治思想的に、イギリス啓蒙（特にスコットランド啓蒙）やフランス啓蒙主義との比較研究も行うべきだろう。その作業については、林君の今後の研究に期待したいところである。

四 結 論

以上のように問題や課題は残るものの、それらは全体としての本論文の価値をいささかも損なうものではない。

以上より、審査員一同は、林崇文君の本論文を博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいと判断し、その旨をここに報告する次第である。

二〇二二年九月二四日

主査	慶應義塾大学法学部教授	堤林 劍
副査	慶應義塾大学法学部教授	萩原 能久
副査	お茶の水女子大学名誉教授	杉田 孝夫